

年 企 発 0625 第 1 号
令和 2 年 6 月 25 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者
についての厚生年金基金の標準給与の保険者算定の特例について

厚生年金保険については、新型コロナウイルス感染症の影響等により休業があった者について、通常の随時改定の規定によって算定した額によらず、定時決定までの間について、より速やかに、現状に適合した形で標準報酬改定できるようにするための臨時特例措置に関して通知されたところである（「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額保険者算定の特例について」（令和 2 年 6 月 24 日年管管発 0624 第 45 号 年年発 0624 第 1 号）。以下「厚生年金保険等通知」という。）。

厚生年金基金については、給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定の例によることとされていることから、下記のとおり厚生年金基金等を御指導願いたい。

記

1. 厚生年金基金について

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 26 年政令第 74 号）第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 26 年政令第 73 号）第 1 条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和 41 年政令第 324 号）第 18 条の規定に基づき、給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、厚生年金保険法第 21 条から第 25 条までの規定の例によることとされていることから、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者に係る給与の額及び標準給与の具体的な取扱いが厚生年金保険等通知のとおりとすること。

なお、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法第 128 条の規定により、事業主は加入員に関する標準報酬の決定又は改定につき通知があったときは速やかにその通知があった事項を厚生年金基金に届け出ることとされているため、各厚生年金基金は、対象となる加入員の標準給与の改定が、日本年金機構から通知された標準報酬の変更と齟齬がないよう確認すること。

2. 確定給付企業年金について

確定給付企業年金における加入者の給与の額について、確定給付企業年金規約において厚生年金保険の標準報酬月額として定めている場合、必ずしも同じ取扱いとする必要はないものの、今般の厚生年金保険等通知の取扱いを確認すること。



年管管発 0624 第 45 号
年 年 発 0624 第 1 号
令和 2 年 6 月 24 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省年金局年金課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての
健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額保険者算定の特例について

今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に規定する緊急事態宣言をいう。以下同じ。）に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている等の状況がある。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和 2 年法律第 54 号）により、新たに新型コロナウイルス感染症対応休業支援金が創設されるなど、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業をさせられた労働者のうち、休業中に賃金を受けることができなかったものに対する特例の措置も講じられることとされている。

こうした特別の状況にかんがみ、休業があった者について、通常の時給改定（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 43 条第 1 項及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 23 条第 1 項の規定による改定をいう。以下同じ。）によって算定する額によらず、定額決定（健康保険法第 41 条第 1 項及び厚生年金保険法第 21 条第 1 項の規定による決定をいう。以下同じ。）までの間について、より速やかに、現状に適合した形で、標準報酬月額を改定できるようにするため、保険者算定について、臨時の特例的な取扱い（以下「本特例措置」という。）を整理した。

具体的な内容等は、下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾なきようお取り計らい願いたい。

なお、本特例措置は、今般の新型コロナウイルス感染症による特別の状況等を踏まえ、通常の時給改定及び定額決定とは別途の手続として、臨時特例的かつ限定的に時給改定における保険者算定の取扱いを整理したものであることから、本特例措置の内容は、通常の時給改定及び定額決定には適用されるものでないことに留意されたい。

記

1 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている等の状況がある。また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律により、新たに新型コロナウイルス感染症対応休業支援金が創設されるなど、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業をさせられた労働者のうち、休業中に賃金を受けることができなかったものに対する特例の措置も講じられることとされている。

こうした特別の状況にかんがみ、休業があった者について、通常の時給改定によって算定する額

によらず、定時決定までの間について、より速やかに、現状に適合した形で、標準報酬月額を改定できるようにするための臨時特例措置を講ずる。

2 内容

適用事業所の事業主から、(1)の対象者について、(3)に定める手続等の方法により、休業により報酬に著しく低下が生じたものとして届出があった場合には、随時改定に係る保険者算定（健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定に基づく報酬月額の算定の特例をいう。以下同じ。（※1））により、急減月（(1)の①の「急減月」をいう。）に受けた報酬の総額（※2、※3）を報酬月額として算定し、当該急減月の翌月から、標準報酬月額を改定できる（※4、※5、※6）取扱いとする。

（※1）今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機とする休業により、例えば、休業中に賃金が支払われない、報酬支払の基礎となる日数が著しく減少するなど、通常時の賃金体系と著しく異なる不安定な事態が広範かつ相当の期間生じ、又は生じうる等の特別の状況にかんがみ、休業による報酬急減が生じた場合には、健康保険法第43条第1項又は厚生年金保険法第23条第1項に規定する「継続した三月間に受けた報酬の総額を三で除して得た額」が、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項に規定する「著しく不当」なものに該当するものとして解釈上取り扱った上で、健康保険法第43条第1項又は厚生年金保険法第23条第1項の規定による改定を特例的に行うもの。

（※2）本特例措置においては、報酬支払の基礎となった日数（17日以上（健康保険法第41条第1項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定により11日とされる者にあつては11日以上。以下同じ。））については、事業主からの休業命令や自宅待機指示などがあり、その間、使用関係が継続していれば、当該休業した日を、当該休業した日について支払われた報酬の有無にかかわらず、当該報酬支払の基礎となった日として取り扱う。（その上で、報酬支払の基礎となった日数が17日未満となる場合は、健保法第43条第1項及び厚生年金法第23条第1項との関係上、本特例措置による届出の対象とはならないこととなる。）

（※3）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、事業主が被保険者に支払う報酬でないから、ここにいう報酬の総額には含まれない。

（※4）本特例措置においては、固定的賃金の変動を伴わない場合を含む取扱いとする。

（※5）本特例措置による改定を令和2年7月分又は8月分の保険料から受けた者（9月の定時決定の対象とならない者）にあつては、当該者について、当該休業が回復した月（注）から継続した3か月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が17日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額（本特例改定によるものを指す。）に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、通常の随時改定の手続の例により、速やかに、その内容を届け出なければならないこと。

（注）休業が回復した月とは、報酬支払の基礎となった日が17日以上ある状態とする。（この場合の日数の算定においては、※2により、報酬が発生していないが報酬支払の基礎となった日として取り扱われる日は含まないものとする。）

（※6）保険料の賦課や給付の調整、給与事務の複雑化を防止する等の観点から、本特例措置による改定を行った者は、再度本特例措置による手続を行うことはできない取扱いとすること。適用事業所の事業主はその旨を適切に確認しなければならないこと。

(1) 対象者

次のいずれにも該当する健康保険・厚生年金保険被保険者及び厚生年金保険 70 歳以上被用者であること。

- ① 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業（※1）させたことにより、急減月（（2）の期間内の1か月であって、当該休業により報酬が著しく低下した月として事業主が届け出た月をいう。以下同じ。）が生じた者であること
- ② 当該急減月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上低下した者（※2、※3）であること
- ③ 本特例措置による改定を行うことについて、本人が書面で同意している者であること

（※1）休業とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいう。

（※2）2等級以上低下した者には、次の場合を含む。

- ・ 健康保険第50級又は厚生年金保険第31級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあつては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあつては報酬月額が63万5,000円以上である場合に限る。）が降給したことにより、その算定月額が健康保険第49級又は厚生年金保険第30級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合。
- ・ 第2級の標準報酬月額にある者の報酬月額が降給したことにより、その算定月額が健康保険にあつては5万3,000円未満、厚生年金保険にあつては8万3,000円未満となった場合。

（※3）例えば、急減月に、報酬が何ら支払われていない者については、第1級の標準報酬月額として取り扱うこととなる。

（※4）なお、被保険者期間が急減月を含めて3か月未満の者については、健康保険法第43条第1項及び厚生年金保険法第23条第1項の規定上、本特例措置による届出の対象とはならないこととなる。

(2) 急減月の期間

急減月は、令和2年4月（緊急事態宣言が発せられた月）から7月（※）までの間の月であること。（急減月の取扱いについては（4）③も参照すること。）

（※）本特例措置が、定時決定までの間の臨時特例措置であることから、定時決定による改定月（9月）の前月分の保険料（8月分）までが本特例措置による改定の対象となることによるもの。なお、本特例措置による改定の対象となる保険料でみると、急減月の翌月（令和2年5月～8月分（定時決定月の前月分））の保険料となる。

(3) 手続等の方法

① 提出書類

適用事業所の事業主が（イ）の届書に、（ロ）の申立書を添えて、急減月が生じた後、速やかに、提出すること。

（イ）被保険者報酬月額変更届（特例改定用）（別紙1）

「被保険者報酬月額変更届」（特例改定用）には、現行の「被保険者報酬月額変更届」の様式を活用するが、当該様式中、継続した3か月の各月の報酬月額等を記載する欄のうち一番下の月（3か月目）の欄のみに、急減月に係る報酬月額等を記載する取扱いとしても差し支

えないこと。

(ロ) 申立書 (別紙2)

申立書は、以下の点を申し立てるものとする。

- i 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があった旨
- ii 本特例措置による届出を行っている被保険者が、(1)の対象者の要件に該当していることを確認した旨
- iii 本特例措置による届出を行っている被保険者について、被保険者本人の同意を書面で得ている旨
- iv 本特例措置の届出の内容が事実であることを確認できる書類(②の書類)及び本特例措置による届出を行っている被保険者の同意書を、届出から2年間、確実に保存する旨
- v 本特例措置による届出を行っている被保険者について、過去に本特例措置による届出を行っていないことを確認している旨
- vi 令和2年7月又は8月から本特例措置による改定を受けようとする場合(9月の定時決定の対象とならない場合)にあつては、当該被保険者について、当該休業が解消した月から継続した3か月間(各月とも報酬支払の基礎となった日数が17日以上)に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額(本特例改定による改定後のもの)に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動にかかわらず、通常の随時改定の手続の例により、速やかに、その内容を届け出ることを確認する旨(その旨の本人同意があることを含む。)
- vii 組合管掌健康保険に加入する事業所又は厚生年金基金設立事業所の場合にあつては、健康保険組合又は厚生年金基金に対し、同様の特例改定の手続を行う旨

② 関連書類の保存

①のほか、添付書類等の提出は不要な取扱いとするが、本特例措置の届出及び申立書の内容が事実であることを確認できる書類については、事業所調査等により後日確認する場合があるので、届出日から2年間は保存を要するものとする。

(例：休業命令が確認できる書類、出勤簿、賃金台帳、本人の本特例改定の申請内容への同意書など)

③ 受付期間等

本特例措置による届出は、令和2年6月の日本年金機構が定める日から受理することとする。

また、本特例措置の趣旨等も踏まえるとともに、長期の遡及による保険料の賦課や給付の調整、給与事務の複雑化を防止する等の観点から、令和3年1月末までを受付期間とする。

(4) その他の運用上の留意点等

① 本人の同意

本特例措置による改定を行う場合は、被保険者の保険料額への影響のみならず、年金給付、傷病手当金及び出産手当金への影響も生じることを、被保険者本人が十分に理解した上で同意することが必要である。このため、被保険者に不利益が生じないよう、その内容につきあらかじめ本人の自署による同意を要するとともに、その同意書を適切に保存することが必要であることに特に留意すること。

なお、本人の同意書についての参考様式は、別紙3のとおりであること。

② 再度の特例措置の届出の取扱い

本特例措置による届出は、保険料の賦課や給付、給与事務の複雑化、不安定化等を防ぐため、同一の被保険者について複数回行うことや、届出後に急減月の選択等を変更すること等はできないので留意すること。

③ 急減月の取扱い

例えば、4月から休業が発生し、4月・5月ともに休業があった場合において、急減月を4月として届出があった場合には、4月分の報酬の総額を基礎としてその翌月（5月分）の保険料から反映する取扱いとなること。また、この場合において、急減月を5月として届出があった場合には、5月分の報酬の総額を基礎としてその翌月（6月分）の保険料から反映する取扱いとなることに留意すること。

なお、急減月は、実際に休業により報酬が著しく低下した月を意味していることから、例えば、休業が5月以降である場合には、急減月は、4月とはできず、5月以降で休業が実際に発生している月となることに留意すること。

④ 本特例措置による改定後の随時改定

本特例措置による改定後であっても、随時改定の対象となる場合は、従前のとおり、随時改定の届出が必要となることに留意すること（※）。

このため、休業状況が改善し随時改定の対象となる場合（例：休業手当の支給が通常給与に切り替わった場合など）（3か月経過後）には、従前のとおり、随時改定の手続により「被保険者報酬月額変更届」の提出が必要となることに留意すること。

（※） 固定的賃金（日給等の単価変更を含む。）の変動を伴う場合であって、継続した3か月（報酬支払の基礎となった日数が17日以上）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、本特例措置により改定された標準報酬月額に比べて、2等級以上変動した場合に届出が必要となる。

⑤ 7月分又は8月分から本特例措置による改定が行われた場合

本特例措置による改定を令和2年7月又は8月から受けた場合（9月の定時決定の対象とならない場合）にあつては、当該者について、当該休業が回復した月（注）から継続した3か月間（各月とも報酬支払の基礎となった日数が17日以上）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額（本特例改定によるもの）に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、通常の随時改定の手続の例により、速やかに、その内容を届け出なければならないことに留意すること。

（注） 2の※5の（注）のとおり、休業が回復した月とは、報酬支払の基礎となった日が17日以上ある状態（この場合の日数の算定においては、2の※2により、報酬が発生していないが報酬支払の基礎となった日として取り扱われる日は含まないものとする。）であることに留意すること。

⑥ 健康保険等との関係

厚生年金保険（厚生年金基金を含む。）と健康保険の社会保険制度としての適用上の一体性を確保し、給与事務等の複雑化を防止する等の観点から、いずれか一方のみを任意に選んで本特例措置を行うことは、できない取扱いとなることに留意すること。

⑦ 組合管掌健康保険との関係

健康保険組合が行う組合管掌健康保険における取扱いは、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例について」（令和2年6月24日付け保保発 0624 第1号厚生労働省保険局保険課長通知）により、各健康保険組合の定めるところによること。

また、組合管掌健康保険に加入している事業所の事業主においては、厚生年金保険に係る本特例措置の手続を行った場合には、⑥のとおり、当該健康保険組合に対して健康保険に係る本特例措置の手続を行う必要があることに留意すること。

⑧ 通常の随時改定及び定時決定における取扱いとの関係

本特例措置は、今般の新型コロナウイルス感染症による特別の状況等を踏まえ、通常の随時改定及び定時決定とは異なる別途の手続として、臨時特例的かつ限定的に設けたものである。このため、通常の随時改定及び定時決定には、本特例措置の内容が適用されるものではなく、引き続き、従前のとおりとなることに留意すること。

様式コード				
2	2	2	1	2

健康保険
厚生年金保険

厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届
70歳以上被用者月額変更届

別紙 1



令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業所 整理記号		-	
事業所 所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒		
事業所 名称			
事業主 氏名	(印)		
電話番号	()		

特例

社会保険労務士記載欄

氏 名 等

(印)

受付印

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑪ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ				
	⑤ 従前の標準報酬月額			⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫ 備考			
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	報酬月額			⑭ 総計							
			⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑮ 平均額							
										⑯ 修正平均額			
1	①		②		③		④		⑪				
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫				
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		
	⑮ 平均額												
	⑯ 修正平均額												
2	①		②		③		④		⑪				
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫				
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		
	⑮ 平均額												
	⑯ 修正平均額												
3	①		②		③		④		⑪				
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫				
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		
	⑮ 平均額												
	⑯ 修正平均額												
4	①		②		③		④		⑪				
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫				
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		
	⑮ 平均額												
	⑯ 修正平均額												
5	①		②		③		④		⑪				
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫				
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑪ 通貨		⑫ 現物		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		
	⑮ 平均額												
	⑯ 修正平均額												

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

※ この届書には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出のみ記載してください。

※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の改定に係る申立書」を必ず添付してください。
(複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、報酬の大幅な変動があった場合に、「報酬月額の算定の特例」による特例改定を行うためにご提出いただくものです。

- ・ 特例改定の対象者となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。
- ・ 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、報酬が著しく低下した月（令和2年4月から7月までのいずれか1か月。以下「急減月」という。）に休業が生じた者である場合。
- ・ 「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。
- ・ 急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より2等級以上低下している場合。
- ・ 特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。
- ・ 急減月及びその前2か月において、報酬支払の基礎となった日数が17日以上（特定適用事業所等における短時間労働者の場合は11日以上）である場合。（本特例改定では、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は日数に含む。）
- ※ 本特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
- ・ 急減月の1か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定します。
- ・ 基本給や日給等の基礎単価の変動などの固定的賃金の変動の有無に関わらず、改定前の標準報酬月額より2等級以上低下していれば該当します。
- ・ 急減月に報酬が支払われていない場合も対象とし、その場合は、最低等級の標準報酬月額により改定します。
- ・ 報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。
- ・ 特例改定の対象となる保険料は、令和2年5月分から8月分の保険料のみとなります。
- ・ 特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額改定に係る申立書」の添付が必要です。
- ・ 本特例改定により7月・8月に改定となった被保険者は、休業が回復した月（報酬支払の基礎日数が17日以上となった月）以後の継続した3か月の平均の報酬が2等級以上上昇したときには、固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要となります。
- ・ 70歳以上の方について提出する場合は、「⑮備考」欄の「1. 70歳以上被用者月額変更」を○で囲み、個人番号（又は基礎年金番号）を「⑮個人番号」欄にご記入ください。

【令和2年5月に支払われた給与が急激し、6月から標準報酬月額を改定する場合の記載例】

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑮ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ				
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑮				
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	報酬月額			⑭ 総計			⑮ 備考				
			⑪ 通貨によるものの額			⑫ 現物によるものの額						⑬ 合計(⑪+⑫)	
⑮ 平均額													
						⑯ 修正平均額							

1	① 99		② 年金 太郎		③ 5-630503		④ 2 年 6 月							
	⑤ 健 300 千円		厚 300 千円		⑥ 元 9 月		⑦昇(降)給 1. 昇給 2. 降給		⑧遡及支払額 月 円		⑮ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(特例改定)			
	⑨支給月 月 日		⑩日数 日		⑪通貨 円		⑫現物 円		⑬合計(⑪+⑫) 円				⑭総計 円	
	月 日		円		円		円		円				円	
	月 日		円		円		円		円				円	
	月 日		円		円		円		円				円	
急減月 5 月 30 日		150,000 円				150,000 円		150,000 円						

記入方法

- 提出者記入欄
- ： 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。
- 事業主の押印は、署名（自筆）の場合は必要ありません。
- 事業所整理記号
- ①被保険者整理番号
- ： 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
- ③生年月日
- ： 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。
- 【元号】
1. 明治
3. 大正
5. 昭和
7. 平成
9. 令和
- ③ 5-630503
- 【記入例】
- 昭和63年5月3日の場合
- ④改定年月
- ： 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。「⑨給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月となります。
- ⑤従前の標準報酬月額
- ： 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
- ⑥従前改定月
- ： 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
- ⑦昇(降)給
- ： 急減月をご記入ください。また、あらかじめ「2. 降給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。
- ⑧遡及支払額
- ： 急減月に遡及分の支払があった場合は、急減月と遡及差額分の金額をご記入ください。
- ⑨給与支給月
- ： 急減月をご記入ください。
- ⑩給与計算の基礎日数
- ： 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
- 本特例に限り、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額
- ： 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
- ※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
- ⑫現物によるものの額
- ： 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
- 現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑬合計
- ： 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計
- ： 記載は不要です。
- ⑮平均額
- ： 記載は不要です。
- ⑯修正平均額
- ： 急減月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。
- ⑰個人番号
(基礎年金番号)
- ： 70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
- 基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ⑮備考
- ： 「1. 70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
- 「2. 二以上勤務」は、被保険者（70歳以上被用者）が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
- 「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
- 「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合（70歳以上被用者月額変更には該当しないケース）に○で囲んでください。
- 「6. その他」には、あらかじめ○で囲み、（ ）内に「特例改定」と記入していますので、改めての記載は不要です。

お知らせ

- ・ 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの（基本給・家族手当・住宅手当等）のことです。
- ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・ 届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、届出日から2年間は保存してください。
- ・ 同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に変更を行うことはできません。

月額変更届【特例】用



〇〇年金事務所長 様

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、健康保険及び厚生年金保険被保険者の標準報酬月額変更届を提出するにあたり、以下のすべてに該当するとともに、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」にて標準報酬月額を改定していただくよう申し立てします。

※ 申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認し、チェック☑してください。

☐ 以下のすべての項目に該当しています。

1 改定の対象となる被保険者は、新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、届出の対象月において、当該月の報酬の総額が従前の標準報酬月額より2等級以上減少していることを確認しています。

※ 「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。

※ 届出の対象月とその前2か月の全ての月に、報酬支払の基礎日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。以下同じ。）あることが必要です。

2 改定の対象となる被保険者本人から、「報酬月額の算定の特例」により改定すること及び改定内容について、書面により同意を得ています。

※ 届出により保険料が遡及して減額された場合、被保険者へ適切に保険料を返還します。

3 改定の対象となる被保険者について、これまでにこの特例による届出を行っていません。

4 改定の対象となる被保険者が、「報酬月額の算定の特例」の要件に該当することが確認できる書類及び被保険者本人の書面による同意書を、届出日から2年間保管します。

【7月又は8月改定となる被保険者に係る届出の場合】

5 改定後、休業が回復した月（※）から3か月の間に支給された報酬の平均が、改定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、随時改定の届出を行います。また、そのことについて、改定の対象となる被保険者本人から、書面により同意を得ています。

※ 休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が17日以上ある月をいいます。

【組合管掌健康保険に加入する事業所又は厚生年金基金設立事業所の場合】

6 健康保険組合又は厚生年金基金に対し、同様の特例改定の手続を行います。

【提出者記入欄】

上記の内容に誤りはありません。

令和 年 月 日提出

事業所整理記号	—
事業所所在地	〒 —
事業所名称	
事業主氏名	印
電話番号	

※ 事業主氏名が自署の場合は、押印は不要です。

※ 複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。

※ 同一の被保険者について、本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後の変更はできません。

参考様式

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の設定に係る同意書
(月額変更届(特例)用)

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、下記のとおり、健康保険法第 44 条第 1 項及び厚生年金保険法第 24 条第 1 項の規定による「報酬月額の算定の特例」によって標準報酬月額を設定することについて同意します。

記

- 1 本特例により、下表の報酬月額に基づき、給与支給月の翌月(以下「改定月」という。)から標準報酬月額が改定され、改定月分から次に改定されるまでの間の健康保険・厚生年金保険料に適用されること。

(表中の事項は事業主が記載)

給与 支給月	報酬月額			改定年月 (給与支給月 の翌月)
	通貨による ものの額①	現物による ものの額②	合計 (①+②)	
2 年 月	円	円	円	2 年 月

※ 届出により保険料が遡及して減額された場合には、事業主から保険料の返還があります。

- 2 改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金額などが算出されること。
- 3 改定月が令和 2 年 7 月又は 8 月の場合(定時決定が行われない場合)は、休業が回復した月(※)から 3 か月の間に支給する報酬の平均が、本特例による改定後の標準報酬月額より 2 等級以上増加する場合は、月額変更届による届出を行うこととなること。
- ※ 休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が 17 日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は 11 日以上。)ある月をいいます。
- 4 本特例による標準報酬月額の改定が行われた後に、この同意を撤回することはできないこと。

令和 年 月 日

被保険者氏名 _____ 印 _____

※本人の自署による場合は、押印は不要です。

※ この同意書は、報酬月額の算定の特例の届書に添付する必要はありません。
事業所において、届出日から 2 年間は保存してください。